

一般競争入札仕様書等に関する回答書

令和7年1月10日

福島県出納局出納総務課長

質 問 項 目	質問の趣旨・内容	回 答
入札説明書「4 入札に参加する者に必要な資格の確認」について	「※以上の各調書は、申請者の実印により証明を行うこと。」とあるが、支店長が契約を締結する権限を有する場合は、代表者印を支店長印に代えることはできる認識でよいでしょうか。	・支店長が会社法第11条の支配人であれば、印鑑登録印での申請及び証明を行うことができます。その場合には、登記簿の写しなどを添付してください。
入札書・見積書（第3号様式）について	入札の金額は65ヶ月分の総額ということでよいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
データ消去方式について	賃貸借契約満了後の機器返却の際、記録媒体の取扱としては、物理的な破壊となりますでしょうか。または、ソフトウェアによるデータ消去となりますでしょうか。	・ソフトウェアによるデータ消去及び物理破壊を予定しています。この作業については機器返却時に発注する機器撤去業務委託で行いますので、 <u>本入札での費用積算はしないでください。</u>
自治体向けインボイス対応について	弊社の適格請求番号が記載されたお支払い予定表の送付は必要でしょうか。	・不要です。

質 問 項 目	質問の趣旨・内容	回 答
<p>ご指定頂いた2箇所の設置場所において、事前の現地調査を許可頂けないでしょうか。なお、お許し頂ける場合は、出来るだけ早い日程調整のため候補日時をご案内頂ければ幸いです。</p>	<p>機器搬入や設置、電源やLANケーブル敷設などにおいて、必要とされる費用を詳細に把握したいため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データセンターは、関係者以外の立ち入りは許可されていないので、<u>契約前の現地調査はできません。</u> ・機器は、サーバ室まで台車で搬入することができます。 ・サーバ室は、高床構造なので、床下に電源やネットワークの配線を敷設できます。
<p>賃貸借満了時の機器撤去について、第32条記載のとおり、機器取り外しと撤去に関する費用は福島県様のご負担となっておりますので、引取費用は受注者側では入札金額に含めずでよろしいでしょうか。またデータ消去に関する費用も同様に受注者側では見込まずでよろしいでしょうか。もし、見込む必要がある場合、消去の条件等もご指示ください。（機器返却の消去で良いのか、現地オンサイト消去か等で、費用が変わりますため）</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・契約書第32条記載のとおりです。なお、データはソフトウェアによる消去及び物理破壊を予定しており、機器取り外しと撤去を含め、機器返却時に発注する機器撤去業務委託で行いますので、<u>本入札での費用積算はしないでください。</u>